

群馬大学国際センター国際交流委員会内規

平成 29 年 5 月 1 日 制定
改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学国際センター（以下「センター」という。）規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター業務の円滑な実施のため必要な学部等間の調整に関する事項
- (2) センター業務の実施に係る支援及び監理に関する事項
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 第 8 条第 2 項に定める各部会長
- (4) 共同教育学部，社会情報学部，医学系研究科，保健学研究科，理工学府及び生体調節研究所から選出された教員 各 1 名
- (5) その他センター長が必要と認める者 若干名

(任 期)

第 4 条 前条第 4 号及び第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部 会)

第 8 条 委員会に、第 2 条に掲げる事項を具体的に検討し実行するため、次の各号に掲げる作業部会を置く。

- (1) 研究国際交流作業部会
- (2) 学生国際交流作業部会

- 2 各作業部会に作業部会長を置き、本学の教員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 3 作業部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 作業部会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、国際課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、学長が行う。

附則

- 1 この内規は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成31年3月31日までとする。
- 3 群馬大学国際教育・研究センター運営委員会内規(平成28年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。